

令和五年第七回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和五年四月二十五日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和五年第七回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の1、令和五年第六回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。中村委員と鈴木委員、どうぞよろしく願います。

本日は、議案四件と事務局からの報告が三件ございます。

それでは、次第の3、議事に入ります。

日程第一から日程第四までを併せて上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第三十四号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立

池之上小学校改築工事請負契約変更）

日程第二 議案第三十五号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立

池之上小学校改築電気設備工事請負契約変更）

日程第三 議案第三十六号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立

池之上小学校改築空気調和設備工事請負契約変

更）

日程第四 議案第三十七号 区議会提出議案に関する意見聴取（世田谷区立

池之上小学校改築給排水衛生設備工事請負契約

変更）

○渡部教育長 議案第三十四号から議案第三十七号までの四件につきまして、

知久教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いします。

○知久教育政策・生涯学習部長 議案第三十四号から議案第三十七号の四件につきまして、一括して御説明申し上げます。

本四件は、世田谷区立池之上小学校改築工事における工期の延長に伴い契約変更が生じたことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき区長より意見を求められましたので、御審議願うものです。

なお、今回の工事請負契約変更に関連し、世田谷区立池之上小学校新校舎の開設の延期については、令和五年一月二十四日開催の本定例会において御報告済みでございます。

変更の内容を御説明いたします。四ページを御覧ください。記書きにございますとおり、工期を令和六年二月二十九日から四か月延長し、令和六年六月二十八日に変更いたします。理由は、鉄筋資材及び鋼材の不足により、くい納期の遅れが生じたほか、地中空洞が発見されたことに伴い、くいの施工方法の変更及び工程の見直しが必要になったためでございます。

以降の議案第三十五号は電気設備工事、第三十六号は空気調和設備工事、第三十七号は給排水衛生設備工事、それぞれの請負契約変更に伴うもので、議案第三十四号と変更内容、理由とも全て同一でございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、本四件について一括して採決することといたします。これに御異議はございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、採決に入ります。

本四件を原案どおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、議案第三十四号から議案第三十七号までの四件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和五年度川場移動教室について、本件に関して、斉藤学務課長より説明をお願いします。

○斉藤学務課長 令和五年度川場移動教室について御報告いたします。

1、目的です。川場移動教室は、子どもたちが川場村の自然や文化に触れ、集団生活と様々な体験活動を通じて、豊かな人間性を培うことを目的に、区立小学校五年生を対象に、授業の一環として昭和六十一年度より実施しております。

次に、2、川場村の空間放射線量の状況です。川場村内の移動教室で活動する場所について、空間放射線量が低減した状況を維持しております。また、群馬県立県民健康科学大学杉野准教授による一泊二日で受ける外部被曝線量の試算結果では、健康に影響を及ぼす量ではないとの評価を受けております。これらの調査結果、評価結果については、近日中に区ホームページに掲載予定です。

次に、3、移動教室の実施についてです。空間放射線量の状況や専門家による線量評価結果を踏まえ、本年度の移動教室の実施について安全性の問題はないと判断し、実施いたします。なお、実施に当たっては、新型コロナウイルスの感染状況も注視し、今後予定されている感染症法上の五類への分類変更に伴い国、東京都から発出される通知等の内容も踏まえ、適切に対応してまいります。

4、今後のスケジュールについては、記載のとおりでございます。

二ページ以降の「令和五年度川場移動教室について」につきましては、実施

前に全区立小学校の五年生の家庭に配付し、移動教室に関する放射線や新型コロナウイルスに関する状況等について周知してまいります。なお、新型コロナウイルス感染症の五類移行に伴い国から発出される通知を踏まえ、修正が必要な場合は修正を加えて最終確定し、このリーフレットを保護者に配付する予定です。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○澁澤委員 御苦労さまです。川場移動教室は、三・一一の東日本大震災以降、いろいろな放射線の問題を抱えていたと思います。ただ、私どもがやはり気をつけなければいけないのは、何回もここでお話しているとおりに、放射能の問題というのは感染症と違って、感染症は除菌をすることによってなくすことができるのですが、放射能はなくならないということです。必ずどこかにそれが集積していますので、ある意味では、その辺の気遣いの心を抜かないで、綿密に今後ともいろいろなケースをチェックいただきたいということ、それから、それをよく保護者に対して伝達をいただきたいということがまず一点です。

それを前提として、コロナの三年間と三・一一以降の十年近くの時間で、川場移動教室がなかなか自由にならなかったものが、そろそろ川場移動教室の本来的教育内容を取り戻せる時期に来ているのかなと思っております。この何年間かの中で教育現場も大きく変わったと思っておりますし、教育総合会議でも言われているとおり、特に非認知的領域と言われている、川場移動教室を通して子どもたちに持ってもらいたい新たな能力、それから、学校現場ではなかなか掘り出すことができないような能力に対する教育、そういうことをぜひまた考えていただきたいと思います。それから、川場移動教室の中で、いろいろな

カリキュラム、マネジメントに対する試行錯誤もできるのかなと思っておりま
す。まさに、教科横断型の教育もここで違う形で子どもたちにできるかもしれ
ないと思っております。

それから、やはり大きく変わったのはタブレットの普及だと思えます。川場
のオンタイムでの情報というのを子どもたちが世田谷の教室にいながらいつで
も得ることができるようになってきました。ですから、新たなタブレットを利
活用しての違う二つの視点を使った新たな教育の手法ですとか、そういうこと
も試していただきたいですし、何よりも、今後、世田谷区、それから川場村と
いうことで考えたときに、これだけいろいろな災害、あるいは気候変動が起き
てきた中で、これからも川場村と世田谷区というのは、共存をしていかなけれ
ばいけない、その間柄だと思っております。世田谷区と川場村の関係を新たに
どういうふうに次の世代に濃密につくっていくかという視点も必要なのかな
と思っております。つまり、川場の子どもたちと世田谷区の子どもたちを同じプ
ラットフォームで、そして、ある意味では同じ教育理念ですとか、あるいは教
育手法によって一緒に育てていくというような視点もこれからは必要になって
くるのかなと思っております。

今、私の思いつきでつらつらと申し述べましたけれども、新たな川場の移動
教室のフェーズに入ったということで、この川場村でどういうふうに教室を利
活用するのかというあたりの御議論をぜひ前に向かって一層進めていただけた
ら、ありがたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○斉藤学務課長 御意見をいただきました。ありがとうございます。おっしゃ
るとおり、今年度までは一泊二日での実施を予定しておりますけれども、来年
度以降、二泊三日に戻しましたところ、やはりプログラムも選べる幅が広がっ
てまいりますので、御指摘の点を踏まえ、プログラムを考えていきたいと思っ
ております。

○渡部教育長　ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(2)令和五年度の学級編制について、本件に関して、斉藤学務課長より説明をお願いします。

○斉藤学務課長　それでは、令和五年度の学級編制について御報告いたします。

初めに、1、小学校についてです。令和三年度に改正された公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員の定数の標準に関する法律においては、小学校の学級編制の標準を、五年間かけて計画的に四十人から三十五人に引き下げることとされており、これにより、記載の図のとおり、令和三年度は小学校二年生、令和四年度は小学校三年生の三十五人学級を実施いたしました。令和五年度につきましては小学校四年生の三十五人学級を実施し、来年度以降も順に一年年ずつ移行しまして、令和七年度には小学校全学年で三十五人学級となります。なお、令和二年度につきましては、米印に記載しておりますけれども、東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準に基づき、平成二十四年度から小学校第二学年の三十五人学級を教員の加配により実施しているところでございます。

続きまして、2、中学校についてです。東京都教育委員会におきましては、都の独自施策として、上記小学校でも御説明しました都の学級編制基準に基づきまして、中学校第一学年については三十五人学級の編成ができる教員加配の措置を実施することとなっております。令和五年度につきましては、二十九校中十三校がこの加配の対象となりました。このうち三校は三十五人学級編制を実施いたしました。十校では四十人学級を実施した上で、加配された教員を活用し、ティーム・ティーチング、または少人数指導を実施することとしております。なお、中学校第二学年及び第三学年については四十人学級編制としております。

最後に、3、その他です。令和五年五月一日現在の児童・生徒数及び学級数等につきましましては、五月開催の教育委員会にて改めて御報告する予定でございます。

報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(3)各課行事予定について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いいたします。

○井上教育総務課長 それでは、令和五年五月の各課行事予定につきまして御説明させていただきます。

まず、教育委員会の予定でございますが、五月十二日金曜日でございますけれども、第八回教育委員会定例会、また、二十四日水曜日に第九回教育委員会定例会が予定されてございます。次ページ以降に、その他各課の詳細な行事予定表をおつけしてございます。後ほど御確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 (4)その他の連絡事項等はございませんか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 次回の教育委員会は五月十二日金曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和五年第七回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時十四分閉会